証券コード　6037
平成28年10月５日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
株式会社ファーストロジック
代表取締役社長　坂　口　直　大

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年10月20日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年10月21日（金曜日）午前10時00分

２．場　　所　東京都千代田区丸の内二丁目５番２号
三菱ビル　10階
コンファレンススクエア　エムプラス　グランド
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第11期（平成27年８月１日から平成28年７月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役４名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.firstlogic.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年８月１日から
平成28年７月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策及び金融政策により、企業業績や雇用情勢が緩やかに回復しているものの、英国のEU離脱の決定、中国や新興国の景気減速、インバウンド需要の減速感により、依然として先行きが不透明な状況となりました。一方で、当社の事業に関連するインターネット広告の市場規模につきましては、平成27年（１月～12月）の市場規模は前年比10.2%増と引き続き順調に拡大しております。（注）

このような環境の下、当社は「公正な不動産投資市場の構築」をビジョンとして、不動産投資ポータルサイト「楽待」を運営してまいりました。

「楽待」では、「楽待新聞」やメールマガジンを通じて不動産投資家への有益なコンテンツの提供を充実させ会員数の増加策を図るとともに、掲載サービスにおけるキャンペーン実施などの拡販施策により不動産会社への営業強化を行ってまいりました。また、平成27年７月から投資用不動産を保有する大家さん向けの新サービス「大家さんの味方」をリリースしたことで、不動産投資家向けにワンストップサービスを提供できる環境が整い「楽待」の利用価値向上に寄与しました。

その結果、「楽待」ウェブサイトの会員数は73,051人（前年同期比34.6%増）、期末物件掲載数は67,711件（前年同期比68.2%）及び閲覧数であるページビュー（PV）数は9,636万PV（前年同期比47.5%増）といずれも大幅に増加しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,277,287千円（前年同期比40.0%増）となり、営業利益は584,182千円（前年同期比24.1%増）、経常利益は564,707千円（前年同期比22.7%増）、当期純利益は371,912千円（前年同期比29.3%増）となっております。

（注）出所　電通「2015年　日本の広告費」

② 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資の総額は12,551千円で、その主なものは人員増加に伴う工具、器具及び備品の購入と、新サービス開発費用となります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期 (平成25年７月期)	第 9 期 (平成26年７月期)	第 10 期 (平成27年７月期)	第 11 期 (当事業年度) (平成28年７月期)
売　上　高(千円)	337,851	577,148	912,030	1,277,287
経 常 利 益(千円)	74,821	275,099	460,095	564,707
当 期 純 利 益(千円)	45,860	158,534	287,669	371,912
１株当たり当期純利益　(円)	8.44	32.54	55.95	65.75
総　資　産(千円)	193,596	452,727	1,799,757	2,191,989
純　資　産(千円)	123,336	281,871	1,546,580	1,924,891
１株当たり純資産　(円)	25.31	57.85	282.61	327.36

(注) 当社は、平成26年10月30日付で株式１株につき200株の株式分割を行っております。第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①継続的な成長について

当社は、不動産投資ポータルサイト「楽待」の成長が、安定的・継続的な事業発展に必要不可欠であり、「楽待」への物件及びリフォーム会社等の掲載数の増加とサイト訪問者数の増加を図ることが必須であると考えております。

今後も当社サイト内のコンテンツ及びサービスの充実による利便性向上、掲載物件情報の拡充及び健全なサイト運営等を強化し、不動産投資家及び不動産会社・リフォーム会社等に必要不可欠なサイトを目指してまいります。

②組織体制の強化について

当社は少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、事業のさらなる成長のためには、優秀な人材確保及び人材育成が重要な課題であると考えております。

今後は、当社の新規分野及び海外分野の事業を担える優秀な人材を確保するため、採用力向上と公正な人事システム構築に努めてまいります。

③システムの安定性の確保

当社の不動産投資ポータルサイト事業におきましては、インターネット上でサービスを提供している関係上、安定したサーバー環境や通信環境を維持する必要があります。

そこで当社では、利用者数の増加に伴うアクセス数増加を考慮したサーバー機器の整備、負荷分散システムの導入等が重要となります。今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

④経営管理体制の強化

当社は、企業価値の持続的な拡大を図る上で、コーポレート・ガバナンスが不可欠であると認識し、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらには健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底に努めております。

今後も、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部管理体制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令遵守の徹底に努めてまいります。

⑤新規事業について

不動産投資家は物件購入後にも賃料収入を維持するためにリフォーム会社等と多くの取引を行います。これまで当社は、不動産投資家の売買を支援するサービスを提供しておりましたが、平成27年７月に「大家さんの味方」をリリー

スし、現在「外壁塗装」「賃貸管理」「建築（新築・建て替え）」「内装」のカテゴリーを運営しております。今後も不動産投資家が必要としているサービスを順次開始する予定です。

また、当社は将来的には海外展開を検討しており、今後、市場調査等を行っていく方針でありますが、現時点において具体的に決定している事項はありません。

(5) 主要な事業内容（平成28年７月31日現在）

事業区分	事業内容
不動産投資ポータルサイト事業	不動産投資ポータルサイト「楽待」の運営

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年７月31日現在）

本社	東京都千代田区
大阪オフィス	大阪府大阪市

(7) 使用人の状況（平成28年７月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
40名	12名増

（注） パート及びアルバイト等の臨時従業員は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年７月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年２月18日に東京証券取引所マザーズから同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

２．株式の状況（平成28年7月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　20,000,000株

(2) 発行済株式の総数　5,880,200株

(3) 株主数　2,523名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
坂口直大	3,761千株	63.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	412	7.00
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC）（常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行）	223	3.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	100	1.71
野村信託銀行株式会社（投信口）	67	1.14
株式会社ＳＢＩ証券	65	1.11
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社）	39	0.67
楽天証券株式会社	37	0.63
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	37	0.63
JP MORGAN CHASE BANK 380646（常任代理人　株式会社みずほ銀行）	31	0.54

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		平成20年４月28日	平成22年９月29日
新株予約権の数		5個	5個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　1,000株 (新株予約権１個につき200株)	普通株式　1,000株 (新株予約権１個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 10,000円 （１株当たり　50円）	新株予約権１個当たり 12,000円 （１株当たり　60円）
権利行使期間		平成23年５月１日から 平成30年４月27日まで	平成24年10月１日から 平成32年７月31日まで
行使の条件		（注）３	（注）３
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）１．新株予約権の数は、臨時株主総会の特別決議における新株予約権の発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

２．当社は、平成26年10月15日開催の取締役会決議により、平成26年10月30日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

②当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り、権利行使ができるものとする。

③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

		第９回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		平成26年４月25日	平成26年４月25日
新株予約権の数		100個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　20,000株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式　20,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 40,000円 （１株当たり　200円）	新株予約権１個当たり 40,000円 （１株当たり　200円）
権利行使期間		平成28年５月17日から 平成36年４月24日まで	平成28年５月17日から 平成36年４月24日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　1名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）１．当社は、平成26年10月15日開催の取締役会決議により、平成26年10月30日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

２．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

②当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り、権利行使ができるものとする。

③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年７月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂口直大	
取締役	青柳進矢	開発部長
取締役	古田力	
常勤監査役	千勝和夫	
監査役	寳角淳	株式会社ストリーム 代表取締役副社長 株式会社トライフォート 監査役
監査役	伊藤多嘉彦	Farfetch Japan株式会社 監査役 テンテン株式会社 監査役 株式会社LAS0 監査役

（注）１．取締役古田力氏は、社外取締役であります。
２．監査役千勝和夫、寳角淳及び伊藤多嘉彦の各氏は、社外監査役であります。
３．監査役千勝和夫氏は、会計・財務に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役寳角淳氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役伊藤多嘉彦氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
６．当社は、古田力、千勝和夫、寳角淳及び伊藤多嘉彦の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届けております。
７．当事業年度中の取締役・監査役の異動は以下であります。
取締役　杉村　大輔　平成28年５月31日　辞任
監査役　大川　賢二　平成27年10月23日　辞任
監査役　足立　晴夫　平成27年10月23日　辞任
杉村大輔氏は辞任時において、当社の管理部長にありました。
また、重要な兼職はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (1)	49,028千円 (1,200)
監査役 （うち社外監査役）	5 (5)	7,200千円 (7,200)
合　　計	9	56,228千円

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成25年10月25日開催の第８回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、平成25年10月25日開催の第８回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年1,500個分の公正な評価額以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成20年９月29日開催の第３回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役寶角淳氏は、株式会社ストリームの代表取締役副社長及び株式会社トライフォートの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役伊藤多嘉彦氏は、Farfetch Japan株式会社、テンテン株式会社及び株式会社LASOの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 古田 力	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関及び事業会社の取締役・監査役としての豊富な知識・経験を有しており、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 千勝和夫	平成27年10月23日就任以降開催の取締役会11回のうち11回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、事業会社の監査役としての豊富な経験と専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役 賓角 淳	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役 伊藤 多嘉彦	平成27年10月23日就任以降開催の取締役会11回のうち11回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、コンフォートレター作成業務に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第３４０条第１項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した処分の内容

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３カ月
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

・運営が著しく不当と認められたため。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社では、取締役及び使用人がコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行っております。

b．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応しております。

c．取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。

d．監査役は、独立した立場から法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査しております。

e．取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象としております。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a．重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理しております。

b．管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、各規程に基づき情報資産の保護・管理を行っております。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めております。

b．不測の事態が発生した場合には、管理部門を管掌する取締役を対応責任者とし、リスクの内容により顧問弁護士等、社外の専門家を含む対策本部を編成し迅速かつ適切に対応し、損失を最小限に抑えることとしております。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催しております。

b．取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行しております。

c．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定しております。

d．「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。

５．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立しております。

b．必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し運営しております。

c．個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営しております。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めております。

６．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

a．監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができます。

b．監査役の補助者は、監査役より指示された監査業務の実施に関して取締役の指揮命令系統から独立しております。

c．監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要としております。

7．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

8．監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が通常の監査によって生ずる前払費用を請求した場合は、速やかに処理しております。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知するものとしております。

9．監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

１０．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

a. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告しております。
b. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告しております。

１１．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行っております。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行っております。
b. 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行っております。
c. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができます。
d. 監査役は、定期的に内部監査担当と意見交換を行い、連携の強化を図っております。

(2) 当該体制の運用状況

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制の状況並びに法令遵守の状況においては、常勤監査役と内部監査担当者が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

貸借対照表

（平成28年7月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,031,739	流動負債	267,097
現金及び預金	1,752,909	未払金	28,053
売掛金	238,635	未払費用	24,357
貯蔵品	133	未払法人税等	116,167
前払費用	8,079	未払消費税等	31,591
繰延税金資産	26,533	前受金	22,650
その他	9,654	預り金	5,277
貸倒引当金	△4,205	賞与引当金	39,000
固定資産	160,249	負債合計	267,097
有形固定資産	38,711	（純資産の部）	
建物	21,955	株主資本	1,924,891
工具、器具及び備品	31,406	資本金	83,302
減価償却累計額	△14,649	資本剰余金	966,560
無形固定資産	20,294	資本準備金	3,300
ソフトウェア	20,294	その他資本剰余金	963,260
投資その他の資産	101,244	利益剰余金	875,233
敷金	99,127	その他利益剰余金	875,233
保険積立金	1,899	繰越利益剰余金	875,233
繰延税金資産	217	自己株式	△203
資産合計	2,191,989	純資産合計	1,924,891
		負債純資産合計	2,191,989

損　益　計　算　書

（平成27年８月１日から
平成28年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,277,287
売上原価		107,395
売上総利益		1,169,891
販売費及び一般管理費		585,709
営業利益		584,182
営業外収益		
受取利息	288	
受取保険金	154	
消費税差額	240	
雑収入	4	688
営業外費用		
一部指定関連費用	20,163	20,163
経常利益		564,707
税引前当期純利益		564,707
法人税、住民税及び事業税	195,873	
法人税等調整額	△3,078	192,794
当期純利益		371,912

株主資本等変動計算書

（平成27年８月１日から
平成28年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	80,000	－	963,260	963,260	503,320	503,320	－	1,546,580	1,546,580
当期変動額									
当期純利益	－	－	－	－	371,912	371,912	－	371,912	371,912
新株の発行（新株予約権の行使）	3,302	3,300	－	3,300	－	－	－	6,602	6,602
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△203	△203	△203
当期変動額合計	3,302	3,300	－	3,300	371,912	371,912	△203	378,311	378,311
当期末残高	83,302	3,300	963,260	966,560	875,233	875,233	△203	1,924,891	1,924,891

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・貯蔵品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております(注)。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　15年～18年
工具、器具及び備品　　３年～15年

（注）平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。
自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後取得した建物附属設備に係る減価償却費の計算方法については、定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　5,880,200株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式　92株

(3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年10月21日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	58百万円	10円	平成28年7月31日	平成28年10月24日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　42,000株

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては、普通預金で保有しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。回収遅延債権については、定期的に各担当者に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、敷金は本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に差入先の財務状況等を把握しております。

未払法人税等は法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て１年以内に納付期日が到来します。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年７月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,752,909千円	1,752,909千円	－千円
(2) 売掛金	238,635		
貸倒引当金	△4,205		
	234,429	234,429	－
(3) 敷金	99,127	102,545	3,417
資産計	2,086,466	2,089,884	3,417
(1) 未払法人税等	116,167	116,167	－
負債計	116,167	116,167	－

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金

敷金の時価については、一年以内に回収が予想されるものについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。それ以外のものについては、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負債

(1)未払法人税等

未払法人税等はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,567千円
未払費用	2,295千円
未払事業税	10,661千円
流動資産計	26,533千円
敷金	217千円
固定資産計	217千円
繰延税金資産の合計	26,751千円

(2) 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月31日に公布され、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.36%から平成28年８月１日に開始する事業年度及び平成29年８月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.81%に、平成30年８月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、34.59%となります。

なお、この変更による当事業年度における影響は軽微であります。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額	327円36銭
(2) １株当たりの当期純利益	65円75銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年９月14日

株式会社ファーストロジック

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　治　博　之　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯　塚　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファーストロジックの平成２７年８月１日から平成２８年７月３１日までの第１１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年８月１日から平成２８年７月３１日までの第１１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２８年９月１６日

株式会社ファーストロジック　監査役会

常勤監査役（社外監査役）千勝和夫　㊞

社外監査役　寶角　淳　㊞

社外監査役　伊藤多嘉彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、平成28年２月18日付で東京証券取引所マザーズから同取引所市場第一部に市場変更いたしました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ関係各位のご支援の賜物と心から感謝申しあげます。

第11期の期末配当につきましては、市場第一部への市場変更を記念いたしまして１株当たり10円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円（株式市場変更記念配当10円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は58,801,080円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年10月24日

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため新任候補者１名を加えた取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	坂口直大 （昭和51年７月27日）	平成13年３月　ウルシステムズ株式会社入社 平成17年８月　当社設立 代表取締役社長 （現任）	3,761,600株
2	【新任】 斎藤泰志 （昭和47年２月４日）	平成15年７月　ネクステック株式会社（現 株式会社経営共創基盤）入社 平成16年９月　同社取締役 平成17年５月　同社取締役執行役員ＣＦＯ 平成21年４月　同社代表取締役執行役員社長 平成24年11月　株式会社経営共創基盤 ネクステックカンパニー（現ものづくり戦略カンパニー） カンパニー長 平成27年６月　株式会社アルメディオ 社外取締役（現任） 平成27年10月　株式会社経営共創基盤 ＩＧＰＩカンパニー プリンシパル 平成28年４月　当社入社 平成28年６月　当社経営管理部長（現任）	－
3	青柳進矢 （昭和45年10月16日）	平成５年11月　株式会社イケショップ入社 平成８年７月　株式会社アクティス入社 平成10年５月　株式会社ビー・エイチ・ティ入社 平成19年10月　当社開発部長（現任） 平成20年９月　当社取締役（現任）	20,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	古田（ふるた）　力（ちから） （昭和20年９月１日）	昭和45年４月　株式会社三和銀行入行 平成９年２月　三和モーゲッジサービス株式会社 代表取締役 平成11年６月　西日本建設業保証株式会社入社 常務取締役 平成11年７月　財団法人建設業振興基金 監事 平成17年６月　株式会社フューチャープロデュース入社 平成18年７月　同社監査役 平成22年６月　当社取締役(現任)	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．坂口直大氏は当社の大株主であり親会社等に当たります。

３．斎藤泰志氏を取締役候補者とした理由は、事業会社の経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な知識・経験を有しており、その卓越した見識を当社の経営全般に寄与していただけるものと判断しております。

４．古田力氏は、社外取締役候補者であります。

５．古田力氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関及び事業会社の取締役・監査役としての豊富な知識・経験を有しており、その卓越した見識を当社の経営全般に寄与していただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年４ヶ月となります。

６．当社と古田氏との間では、本議案が承認可決された場合には、定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

７．当社は、古田氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
坂下尚弥（昭和59年７月18日）	平成19年12月　有限責任あずさ監査法人入所 平成25年３月　公認会計士登録 平成25年６月　小谷野公認会計士事務所入所 平成27年10月　税理士登録 平成27年10月　坂下尚弥公認会計士事務所所長（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての専門知識・経験等を当社の経営全般に対して提言いただくとともに、当社の業務執行の指導及び監査に生かしていただくためであります。

４．同氏が社外監査役として就任した場合には、同氏との間で定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

以　上

メ　　モ

株主総会 会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号　三菱ビル　10階
コンファレンススクエア　エムプラス　グランド

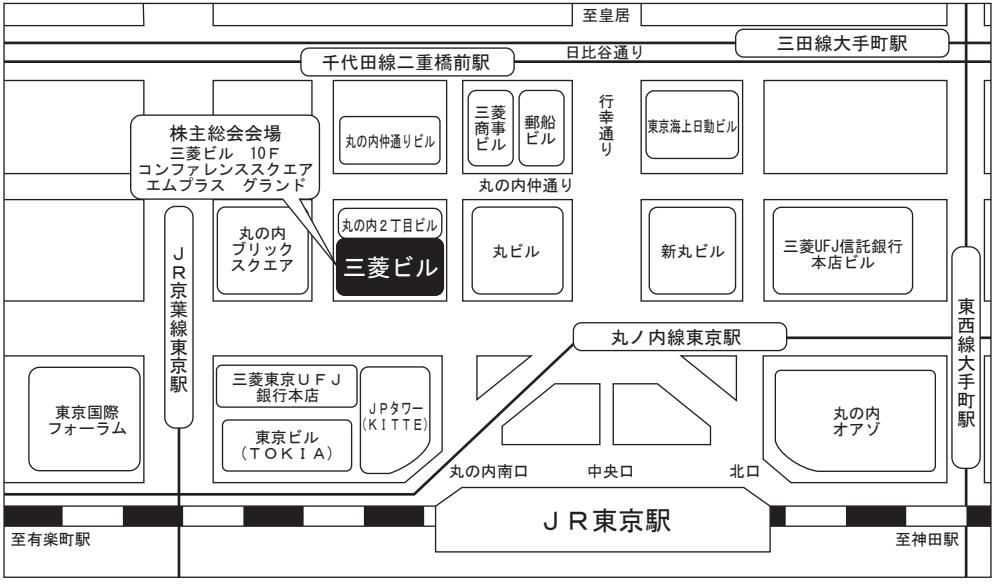

（ＴＥＬ）０３－３２８２－７７７７

交通のご案内

ＪＲ

「東京駅」（丸の内南口）……徒歩約３分

京葉線「東京駅」10番出口より直結

地下鉄

東京メトロ千代田線「二重橋前駅」４番出口……徒歩約２分

東京メトロ丸ノ内線「東京駅」地下道経由……徒歩約３分

都営三田線「大手町駅」Ｄ１出口……徒歩約４分

東京メトロ東西線「大手町駅」Ｂ１出口……徒歩約６分